

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下「対象区域」という。）の概況（以下「地域特性」という。）について、既存の文献及び資料をもとにとりまとめました。

対象区域は、図 4-1 に示す範囲としました。

なお、統計資料等より、市単位で地域特性を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域の存在する市（鈴鹿市及び亀山市とし、以下「対象市」という。）を対象としました。

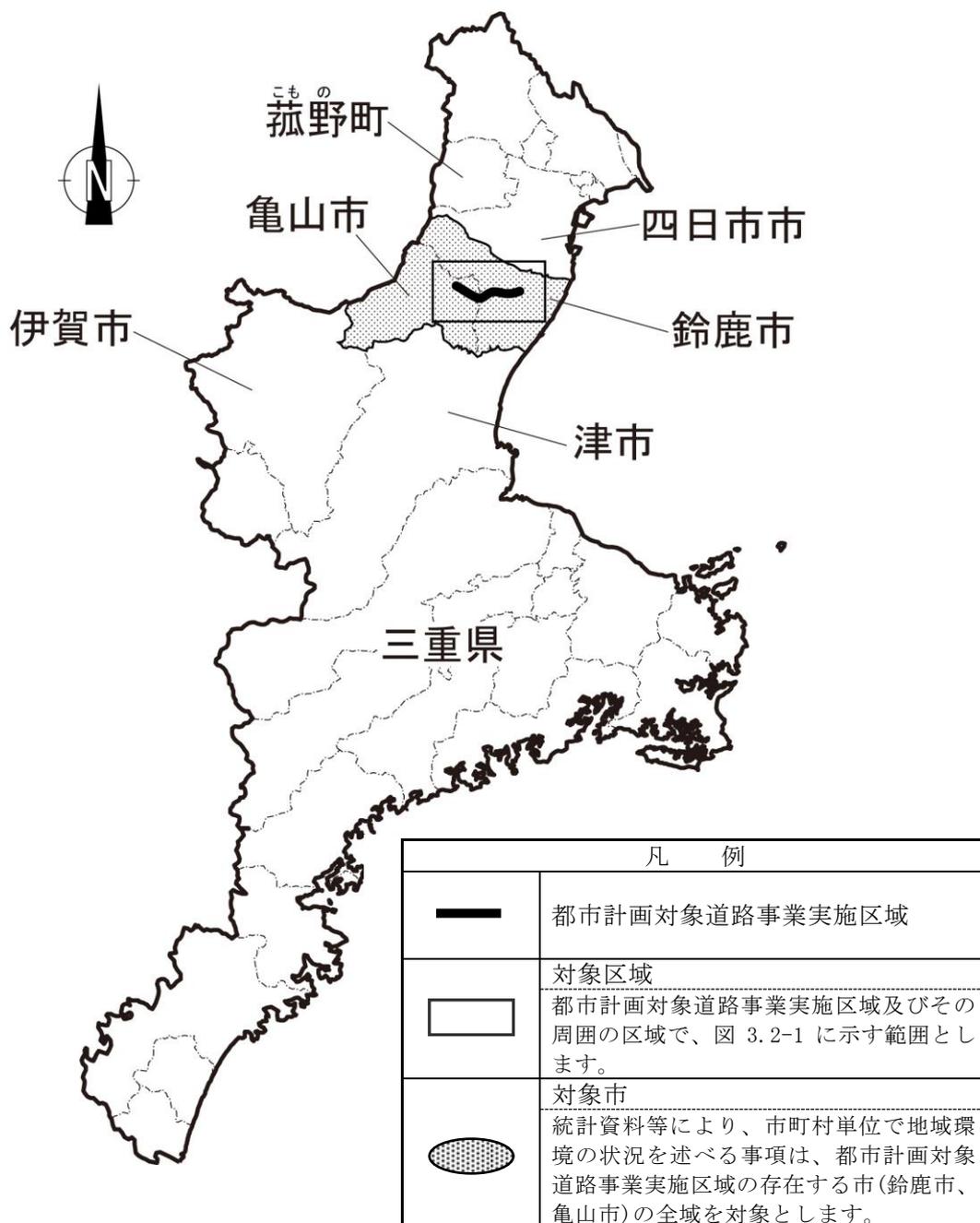


図 4-1 対象区域及び対象市の概要

4.1. 自然的状況

対象区域の自然的状況を既存文献等によりとりまとめました。調査結果の概要は、表 4.1-1 に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
気象の状況	<p>亀山地域気象観測所における過去 10 年間の気象概況は、平均気温は 14.7～15.9℃、年間降水量は 1,565～2,517mm、年間降水日数は 98～124 日、年間日照時間は 1,895.0～2,182.6 時間、風向は西北西の風が最多であり、平均風速は 2.1～2.5m/s です。</p>
大気質の状況	<p>対象区域の大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局 1 箇所、自動車排出ガス測定局 1 箇所）における測定結果は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、微小粒子状物質（PM2.5）は全ての測定局で環境基準を達成しています。 ・光化学オキシダントは、一般局の鈴鹿算所保育所局で環境基準を達成していません。 <p>また、ダイオキシン類については、1 箇所で測定され、環境基準を達成しています。</p>
騒音の状況	<p>対象区域における一般環境騒音の測定地点 8 地点の全てにおいて環境基準を達成しています。また、道路交通騒音の測定地点 3 地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。</p>
振動の状況	<p>対象区域における道路交通振動の測定地点 6 地点の全てにおいて、要請限度を達成しています。</p>
水象の状況	<p>対象区域には、一級河川である鈴鹿川水系があります。対象区域を流れる一級河川は全部で 21 河川、二級河川は 1 河川があります。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣川、芥川の 5 河川の一級河川を通過します。</p>
水質の状況	<p>対象区域では、環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型に指定されている河川が 3 河川あり、計 6 地点（うち 2 地点は補助地点）で水質調査を行っています。平成 29 年度の生活環境項目の測定結果によると、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は 6 地点で環境基準を達成していません。</p> <p>また、健康項目については、4 地点で水質調査を行っており、全ての地点で環境基準を達成しています。</p> <p>ダイオキシン類については、高岡橋（鈴鹿川）の 1 地点で測定され、環境基準を達成しています。</p>
水底の底質の状況	<p>対象区域においては、公共用水域における水底の底質に係る調査結果はありません。ただし、ダイオキシン類については、高岡橋（鈴鹿川）の 1 地点で測定され、環境基準を達成しています。</p>
その他の水に係る環境の状況（地下水の状況）	<p>鈴鹿市の 1 箇所で実施されている定期モニタリング調査の測定結果によると、健康項目の調査対象項目ではトリクロロエチレンが環境基準を超過しています。</p>

表 4.1-1 (2) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
土壌の状況	対象区域の主な土壌としては、北西側の鈴鹿山脈東麓に分布する褐色森林土壌と、中央北側に分布する黒ボク土壌のほか、鈴鹿川及び安楽川沿いには灰色低地土とグライ土が分布しています。なお、対象地域には、土壌汚染の観点から「ダイオキシン類対策特別措置法」等に規定する指定地域はなく、土壌中のダイオキシン類に係る調査結果はありません。
地下水の状況	対象区域では、地下水位の状況について、2地点の井戸において調査が行われています。各調査地点の地下水（井戸）の自然水位 ^注 は 4.93～19.00m となっています。 注) 自然水位は、揚水試験開始時の地表面から井戸内地下水面までの深さです。
地盤の状況	対象区域内で地盤沈下が発生している地域はありません。
地形の状況	対象区域には、北西及び西側に丘陵地、山地が、北及び南側に台地が広がっています。これらの台地等に挟まれるように、扇状地性低地が東西に続いています。
地質の状況	対象区域には、鈴鹿川・安楽川の北部に水沢扇状地堆積物が、南部には神戸段丘層が大きく広がっています。西部は主に東海層群の亀山累層・楠原來炭層や河岸段丘堆積物及び扇状地堆積物が存在します。
重要な地形及び地質の状況	対象区域には学術上の観点から重要と認められる地質はありませんが、学術上の観点から重要と認められる地形として、水沢扇状地が挙げられています。
活断層の状況	対象区域周辺では活断層密度が大きく、概して断層が長くなっており、活動度も A 級（平均変位速度が 1m～10m/1,000 年のもの）に及ぶとされています。また、南北に延びる縦ずれ逆断層が卓越して山脈・盆地列を作っているとされています。
動物の生息状況	対象区域において生息記録のある哺乳類は 17 科 33 種、鳥類は 51 科 197 種、爬虫類は 9 科 15 種、両生類は 8 科 19 種、淡水魚類は 40 科 95 種、昆虫類及びクモ類は 421 科 6,210 種、その他無脊椎動物は 50 科 140 種が挙げられます。
重要な動物種及び生息地の状況	既存文献・資料によると、哺乳類で 5 種、鳥類で 52 種、爬虫類で 2 種、両生類で 8 種、魚類で 22 種、昆虫類及びクモ類で 154 種、その他無脊椎動物で 37 種の重要な種が抽出されました（海産、汽水性のものを除く）。なお、対象区域には、注目すべき生息地として、希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）に鈴鹿市稲生町の「青少年の森 1 帯の湿地」が指定されており、重要種のヒメタイコウチが確認されています。
植物の生育状況	対象区域において生育記録のある植物としては、186 科 2,438 種が挙げられます。
重要な植物種及び群落の状況	既存文献・資料によると、102 科 361 種の重要な種が抽出されました。対象区域内の重要な植物群落として「イヌツゲ群落」、「イヌノハナヒゲ群落」、「コモウセンゴケ群落」、「ミミカキグサ群落」、「ネビキグサ群落」が挙げられていますが、これらの群落は全て「金生水沼沢植物群落」に分布しています。

表 4.1-1 (3) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
植生の状況	<p>対象区域には、鈴鹿市の北西にブナクラス域代償植生の常緑針葉樹二次林であるアカマツ群落が見られますが、他はほとんどが温暖性の常緑広葉樹林帯のヤブツバキクラス域に属します。なお、河辺・湿原・沼沢地植生のうち貧養地小型植物群落は、鈴鹿市地子町と西條町にまたがる金生水地区の1箇所に見られ、金生水沼沢植物群落として天然記念物に指定されています。</p>
生態系の状況	<p>対象区域の自然環境の類型区分は、「山地の樹林地」、「山地の水田」、「台地・丘陵地の樹林地」、「台地・丘陵地の耕作地」、「台地・丘陵地の水田」、「低地の樹林地」、「低地の水田」、「低地の草地」、「開放水域」、「市街地・その他」の10区分となります。</p>
景観の状況	<p>対象区域の自然景観を構成する要素としては、北部に鈴鹿山脈の麓の丘陵が広がる丘陵地景観、南部に鈴鹿・亀山市街地を中心とした市街地景観が見られます。また、鈴鹿川沿いの低地部には、水田や畑地、段丘斜面の樹林が広がる田園景観が見られます。</p> <p>対象区域には、眺望点として鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿川河川緑地、鈴鹿川サイクリングロード、鈴鹿市役所・15階展望ロビー等があります。</p> <p>主要な自然景観資源としては、鈴鹿山脈と水沢扇状地等が、特定植物群落としては、金生水沼沢植物群落があります。また、優れた自然の風景地として三重県条例により指定された伊勢の海県立自然公園があります。</p> <p>主要な眺望景観として、主要な眺望点と主要な自然景観資源との位置関係から、眺望方向に都市計画対象道路事業実施区域が存在するのは、鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿川河川緑地、鈴鹿川サイクリングロード、鈴鹿市役所・15階展望ロビー、能褒野橋、太田地区安楽川堤防の6箇所です。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>対象区域における人と自然との触れ合いの活動の場（以下「触れ合い活動の場」という。）の資源としては、鈴鹿川及びその周辺の台地に広がる緑地があります。対象区域には、触れ合い活動の場として、伊勢湾の沿岸部に伊勢の海県立自然公園があり、比較的自然的豊かな都市公園として鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿青少年の森等があります。また、都市緑地として、鈴鹿川河川緑地があります。さらに、鈴鹿川河川緑地を起点として、下流高岡橋付近までサイクリングロードが整備されています。</p>

4.2. 社会的状況

対象区域の社会的状況を既存文献等によりとりまとめました。調査結果の概要は、表 4.2-1 に示すとおりです。

表 4.2-1(1) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
人口の状況	平成 28 年 10 月 26 日公表の平成 27 年国勢調査では、鈴鹿市約 19.6 万人、亀山市約 5.0 万人の合計約 24.7 万人で、三重県全体の約 13.5% に相当します。平成 22 年から平成 27 年の人口増加率は、鈴鹿市-1.5%、亀山市-1.5%となっています。人口密度は、鈴鹿市約 1,010 人/km ² 、亀山市約 263 人/km ² となっており、鈴鹿市では三重県全体 (314.5 人/km ²) より高くなっています。
産業の状況	平成 29 年の産業別就業者の構成比は、第 3 次産業の占める割合が鈴鹿市で 59.0%、亀山市で 54.6%と高い傾向にあります。また、第 1 次産業の占める割合が他の産業に比べて最も低い割合となっています。 工業製品出荷額等については、対象市合計で三重県全体の 23.4%を占めています。
土地利用の状況	鈴鹿市では田畑の面積が約半数を占めていますが、亀山市では山林が約半数を占めています。都市計画対象道路事業実施区域の西側には林地が広がっており、その他は耕地や都市・村落となっています。
河川の利用状況	対象市における鈴鹿川水系での河川水の利用は、農業用水の比率が約 9 割を占め、鈴鹿川沿岸用水による取水が最も多くなっています。また、都市計画対象道路事業実施区域内には、水道水源地が存在します。
地下水の利用状況	対象区域では、鈴鹿市及び亀山市が上水道に地下水を利用しています。 対象市における工業用水のうち鈴鹿市では 7,717m ³ /日、亀山市では 8,632m ³ /日の地下水（井戸）を利用しています。
交通の状況	主要な道路としては東名阪自動車道、新名神高速道路、伊勢自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号、一般国道 25 号、一般国道 306 号及び主要地方道神戸長沢線などがあります。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	都市計画対象道路事業実施区域には、学校、図書館、社会福祉施設等は存在しませんが、鈴鹿市で病院 1 施設が存在しています。 鈴鹿市においては、沿岸から鈴鹿川に至る地帯に市街地が形成されています。また、亀山市においては、JR 亀山駅周辺及び JR 井田川駅周辺において市街地が形成されています。
下水道の整備の状況	生活排水処理施設の整備率は、鈴鹿市が 92.6%、亀山市が 88.0%であり、三重県全体の整備率 (84.4%) と比べると、鈴鹿市、亀山市共に高くなっています。

表 4. 2-1 (2) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域として、鈴鹿市が指定されています。鈴鹿市を含む三重県内の対策地域では、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が定められています。 ・対象区域には、「自然公園法」により指定された県立自然公園が 1 箇所（伊勢の海県立自然公園）あります。 ・対象区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が 4 箇所あります（1 箇所は四日市市）。 ・対象区域には「文化財保護法」並びに三重県及び各市の条例に基づき指定あるいは登録された史跡・旧跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるものがあり、都市計画対象道路事業実施区域には、能褒野王塚古墳が存在します。 ・対象区域の一部が、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」をあてはめる地域に類型指定されています。 ・対象区域には、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準」の水域類型に指定されている水域があります。 ・対象区域には、「騒音規制法」に基づく「自動車騒音の限度」を適用する地域があります。 ・対象区域は、「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」が適用される地域です。 ・対象区域には、「振動規制法」で定める「道路交通振動の限度」を適用する地域があります。 ・対象区域は、「振動規制法」で定める「特定建設作業の規制に関する基準」が適用される地域です。 ・三重県では、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、第 1 種水域（鈴鹿川本川、派川を含む）、第 2 種水域、天白川水域において、新設及び新設以外の特定事業場について上乗せ排水基準が設けられています。 ・対象市は、水質汚濁防止法に規定する総量規制の指定地域に該当します。

表 4.2-1(3) 調査結果の概要

項目	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域には、「森林法」により指定された保安林の中に、風致保安林があります。 ・対象区域には、「都市緑地法」により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、鈴鹿市には「鈴鹿市緑の基本計画」が、亀山市には「亀山市都市マスタープラン全体構想」があります。 ・対象区域には、「景観法」により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）があります。景観計画について、鈴鹿市には、鈴鹿市全域を景観計画の区域とする「鈴鹿市景観計画」があります。亀山市には、亀山市全域を景観計画の区域とする「亀山市景観計画」があります。 ・対象区域には、「都市計画法」により定められた用途地域があります。都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市の一部の区間に第1種住居地域、工業地域が存在します。また、亀山市の一部の区間に第1種低層住居専用地域、工業地域が存在します。 ・対象区域には、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」に基づく水道水源流域保全区域及び水道水源流域特別保全区域、並びに「亀山市水道水源保護条例」に基づく水源保護地域があります。都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市水道水源流域保全区域及び特別保全区域、並びに亀山市水源保護地域が存在します。 ・対象区域には、「文化財保護法」により定められた埋蔵文化財包蔵地があり、都市計画対象道路事業実施区域にも埋蔵文化財包蔵地が存在します。 ・対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」により指定された急傾斜地崩壊危険区域があります。都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が存在しますが、土石流危険溪流及び土石流氾濫域はありません。
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象市における産業廃棄物処理施設は、鈴鹿市には中間処理施設が20箇所、最終処分施設が1箇所、亀山市には中間処理施設が6箇所存在します。